

静岡県立農林環境専門職大学等実験動物緊急時対応マニュアル

本マニュアルは、「静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程」第 24 条に基づき、実験動物の緊急時の対応について定めるものである。

1. 趣旨

本マニュアルは、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「本学」という。）動物実験施設において災害等（火災・地震等）の緊急時対応が求められる場合に、その被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる体制整備の一環として策定した。緊急時には本マニュアルに準じた対応を執ることとし、本マニュアルに記載なき事項については、「静岡県立農林環境専門職大学等事件・事故処理要領」及び「静岡県立農林環境専門職大学等防火管理規程」に則った対応をとることとする。

2. 留意事項

1) 動物福祉上の配慮

平時、実験動物の生命を守る施策として次の点に留意すること。

(a) 水の確保

断水を想定し、最低 1 週間分の飲水の備蓄をしておく。水は長期間の室温保存に耐えるものとする。

(b) 飼料備蓄

最低 1 ヶ月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は長期間の室温保存に耐えるものとする。

(c) 防火対策

火災を想定し、平時、消火器の設置場所を確認しておく（実験動物管理室内に設置）。火災を誘発する危険性のある薬品、機器、ガスボンベ等を処置室等に持ち込む際は、動物実験委員長の許可を得ることとする。また、薬品や機材には転倒防止策をとり、利用が完了した際には、速やかに実験動物管理室から撤去しその旨を委員長に報告する。

2) 地域環境保全への配慮

(a) 動物の逃亡防止

脱出時には、動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

(b) 地域住民への対応

緊急時、地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明する。

3. 災害発生時における措置

災害発生時には、対策本部を設置し、研究推進委員長の指揮の下、以下の対応をとる。なお、火災や地震の発生直後、実験動物管理室内で直接何らかの緊急対応に当たった者は、その状況を大学（防災担当）対策本部に速やかに報告する。

1) 動物実験災害対策本部の構成と役割

動物実験災害対策本部（以下、「本部」という。）は、研究推進委員長、委員及び実験動物の飼育を直接行っている動物実験実施責任者等で構成する。

本部と大学関係部署との組織図は以下の通りとする。動物実験対策本部は、防災担当部署と、連携を保ちつつ災害発生時の対応を検討する。

2) 火災発生時の対応

火災が発生した場合には、消火器を用いて初期消火にあたる。災害状況については、上述のとおり、研究推進委員長及び大学管理担当責任者に報告する。

3) 地震直後の対応

大きな地震が発生した場合には、まず飼育者は自己の身の安全を確保し、激しい揺れがおさまった段階で、以下の①から④に基づき対処する。

①逸走動物がいないかどうか確認する。

②飼育室ドアを開ける際に、室外への動物の逃亡を防ぐよう注意する。

③転倒や移動のあった飼育器具等を元の位置へ戻す。大形の飼育装置が転倒した場合、他の教員・職員の援助を依頼する。

④水と飼料を給与する。

4) 火災・地震終息後の対応

火災・地震終息後、下記の事項について具体的な復旧行動計画を練る。

① 実験動物の収容・選別（やむを得ぬ時の安楽死措置及びその報告）

② 給餌・給水体制

③ 動物屍体の処理、飼育室の清掃・衛生処理など

④ 施設全体の被害状況の把握・修繕

4. 報告及び通報

1) 災害発生時、下記事項を速やかに文部科学省研究振興局ライフサイエンス課及び学内関係者に連絡する。学内関係者については、別途、緊急連絡先リストを作成する。

（文部科学省研究振興局ライフサイエンス課連絡先）

TEL：03-5253-4111（内線：4366）、03-6734-4366（直通）

FAX：03-6734-4109

〔報告事項〕

(a) 人身事故の有無、(b) 動物への被害、(c) 建物・設備等への被害、(d) ライフラインの状態、(e) 物的・人的応援の必要性、(f) その他

2) 新聞発表等は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課と連絡を密にし、学長、事務局長、各担当部所の長の責任の下で行う。

3) 施設の機能がほぼ復旧できた時点で、被害内容、取った対応策の実際等につき報告書にまとめる。

5. マニュアルの変更

このマニュアルは随時変更され、最新のマニュアルは研究推進委員会が管理する。

（令和5年3月31日 静岡県県立農林環境専門職大学等実験動物委員会制定）